

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 3 日現在

機関番号：57601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24730011

研究課題名(和文)近代法制度におけるマイノリティの固有法と法化現象

研究課題名(英文)Unofficial Law and Juristification in Minority Society under Modern Legal System

研究代表者

吉井 千周 (Yoshii, Senshu)

都城工業高等専門学校・一般科目文科・准教授

研究者番号：90413880

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：申請者は、本研究において、司法制度の利用がタイ山地民の権利を萎縮させる方向には機能しても、権利を拡大する方向には機能していないことを明らかにした。法による小さな社会への規制的介入が、かえって介入の実効性そのものを欠けさせるものとなり、村落内に分裂をもたらし、規制立法を無効化するという現象が発生していると結論づけた。

その結果、マイノリティの固有法に配慮の行き届いた法制度が整備されたとしても、制度そのものが有効に機能することが難解であり、いわゆる法化現象の発生が、マイノリティを法制度から遠ざける機能を果たしたことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：I clarified the following things in this study.

Even if the use of the judicial system functions in the direction reducing minorities rights in a society in Thailand, it does not operate in the direction extending a right. Also, legal intervention to the minority's community brings division in a village, and a phenomenon to decrease an effect of the statute law occurs. The National legal system itself does not function by juridification even if an unofficial legal system in consideration of the minority was maintained. The embodiment juridification have function keeping away minority from a national legal system.

研究分野：法社会学

キーワード：法化 マイノリティ 固有法 国家法 法社会学 モン族

1. 研究開始当初の背景

(1) 1996年以降、タイにおいての山地民政策が変更され、司法制度を含むタイ近代法制度が山地民にも徐々に適用されるようになった。申請者は、これまでの研究において、司法制度の利用が山地民の権利を萎縮させる方向には機能しても、権利を拡大する方向には機能していないことをあきらかにした。そこでは法による社会への規制的介入が、a)介入の実効性そのものを欠けさせるものとなり、b)社会に分裂的結果をもたらし、c)規制立法自体の分裂的結果をもたらすという法化現象のバリエーションの一つが発生していると結論づけた。また経済的に成功を納めたモン族の村々では NGO からの援助の距離をおきはじめつつあり、村内で生じた土地問題や離婚問題に関してタイの司法制度を利用することは少ないことを明らかにした。このことの帰結は重大で、たとえマイノリティの固有法に配慮の行き届いた法制度が整備されたとしても、制度そのものが有効に機能することは難しいことを示している。いわゆる「法化(法のシステム化)」現象の発生が、マイノリティを法制度から遠ざける機能を果たしてしまっている。「どのようにしてマイノリティの固有法に配慮した法制度を構築するか」という問題設定と同時に、「法制度が、どのようにすれば法化現象を起こさずにマイノリティに利用されるか」という議論も必要とされている。

(2) 特に申請者が注目したのは、タイ北部に居住する山地民の一つモン族の伝統的な婚姻の一つである「誘拐婚(Kidnapping Marriage)」の取り扱いである。この誘拐婚は、往々にして年少者の女性を男性が自宅に連れて行き、その女性の頭の上で鶏の首を切ることによって婚姻が成立するという婚姻の仕方である。現在でもタイ北部に住むモン族コミュニティにおいて実施されている。今日では多くの場合、モン族男女間の合意によって行われるものがほとんどであるが、それでも女性の合意を得られないまま男性が誘拐婚を行うケースも後を絶たない。加えて、タイ民商法典において認められない低年齢での婚姻や複婚など女性の人権に関しては依然として軽んじられていると言わざるえない。もちろんタイの国内法においても、厳密にとれば誘拐婚は違法行為となる。だがその実施に関しては、山間部での巡回裁判所の未設置や山地民の言語の裁判での使用が認められないなど、特にマイノリティの女性には法制度の利用が難しい状況にある。またモン族の居住地域では、村長が率先して誘拐婚や複婚を行っているケースもあり、現在でもモン族男性の権力の象徴として作用していることが多い。こうした現状は、マイノリティの固有法が近代法と併存する形で運営されていると見ることもできるが、タイ語リテラシーを有しない女性達には自らの権利侵害

を主張できる環境が十分に整えられていないとも言える。

(3) 同時にこうしたモン族の伝統的な婚姻は、移住先の海外においても継続して実施されている。例えば、2010年にアメリカミルウォーキー州で発覚した事件では、誘拐婚でモン族の伝統的な婚姻を執り行った(アメリカの各州による婚姻届の提出はなかった)オットに対し、23年にも及ぶ虐待が妻に行われていたと陪審員が判断し、懲役120年の実刑判決が下された。アメリカでは誘拐罪、強姦罪などの罪は非常に重く取り扱われており、そのため、アメリカのモン族コミュニティ内部では誘拐婚及び、未成年者の婚姻・複婚がコミュニティ内部で極秘裏に行われてきた。するとアメリカのようなすでに近代国家として熟成された法体系を有する国々において、移民という政治的な立場が弱いマイノリティはその法体系に無条件に服従せざるえない。そのためアメリカのモン族は、自らの民族的アイデンティティを維持するために、アメリカ国内で違法行為であることを知りながらも、あえてその危険を冒しつつなければならなかった状況がみてとれる。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、マイノリティの意志反映が可能となるような法制度の構築・運営について、a)マイノリティの伝統的な婚姻制度が各国の近代法制度とどのように共存し、または互いに牽制しているのか、b)マイノリティの固有法がどのような形で近代法制度と共存することが可能か、という2点について「法化」概念をベースとして明らかにしたい。調査対象として、タイ山間部に居住するモン族、アメリカミネソタ州ツインシティーズ(ミネアポリス市及びセントポール市)に移住したモン族の二箇所を選定し、両コミュニティでの比較を通して上記の問いに答えたい。

(2) また、成熟した法制度と法体系を有するアメリカのコミュニティ内部ではモン族の誘拐婚はひた隠しにされる一方で、法制度が整備中であるタイ国内では誘拐婚がオープンにされながらも当事者の女性が法制度にアクセスできなくなっている、とまとめることができる。a)文化的マジョリティの側がマイノリティに向かって、正当性/正統性をもって自らの法体系に服従することを命令できるのか、いったいどのような性質の事柄までなのか[近代法体系における固有法の再設定] b)近代法体系をどのようにしたらマイノリティが利用できるようになるのか[近代法体系で生じるマイノリティの法化現象の克服]という2つの問題を解明したい。

3. 研究の方法

(1) 本研究はその性質上、a)国内での理論研究、b)海外でのフィールドワークを前提

とした定点的な調査研究を行うことが肝要である。そのため、研究期間中は毎年タイとアメリカのコミュニティにて調査を行い、モン族の人々がどのような法意識を持ち、近代法制度を利用しないという選択を行ったのかを参与観察を元にした調査を行った。いずれのコミュニティにおいても、2008年に初期研究を開始しており、今回の研究期間中に本格調査にスムーズに移行できた。

(2) 国内外の各大学の資料と研究者とのディスカッションを経て「法化」理論研究を進める。本研究の遂行にあたって、申請者は海外（チュラロンコン大学、チェンマイ大学、泰日工業大学）において施設・設備の利用を依頼し、関連領域のスタッフと議論し共同研究を進めた。また「法化」論の日本における代表的な研究者である佐賀大学榎沢秀木教授、中国法制史が専門で苗族にも詳しい鹿児島大学石川英昭教授とのディスカッションに加わる機会を増やし、理論的な補強を行った。

(3) フィールドワーク地域としては、タイ北部チェンマイ県のモン族村落3箇所、アメリカミネソタ州セントポール市のコミュニティ2箇所の計5箇所を選定し、フィールド調査を行った。本研究は婚姻・離婚という極めてプライベートな個人情報扱う研究テーマであることから、チュラロンコン大学社会調査研究所、チェンマイ大学社会科学部、ミネソタ州セントポールのモン族互助協会との協力体制を敷き個人情報に十分配慮した調査および成果報告を行った。特にチェンマイ県においては、調査地の郡（アムプー）長、各村長といった各行政長と共同研究契約を締結し、人権への配慮はもちろんタイ国内法にも十分に配慮して研究を進めた。加えてNGOにいるモン語の通訳スタッフを介してマイノリティの調査についても十分に配慮した。

(4) 更にNGOsの所有する資料群、アメリカ移民局の統計資料、をもとにアメリカにおける事例収集とその分析を行った。アメリカおよびタイのモン族の婚姻に関する本格的な調査は両国内でもまだ始まっておらず、本調査が初めての調査となる。またアメリカモン族の資料については一部2010年度の科研費調査においてすでに利用しており、利用方法などについて目処がついている。これらの資料調査によってタイ国内におけるマイノリティの司法制度利用についてデータをまとめるほか、タイの司法制度利用に関する先行研究をフォローアップした。

4. 研究成果

(1) タイ/アメリカの両国でマイノリティにどのような法制度支援が行われているかまとめた。それは単に法制度を文献調査に頼って分析するだけでなく、各コミュニティに入

って、人々がどのように近代法制度を受け止めているのか、参与観察をベースにして微視的視座から調査することで、この課題が解明されると考える。本研究期間中に、両国のマイノリティへの法制度支援の現状を調査すると共に、モン族コミュニティにおいて彼らがどのような情報ネットワークを形成し、加えてなぜ近代法制度を利用せずに問題解決を行うことを選んでいるのか解明した。（雑誌論文）

(2) モン族の情報入手経路が行政府による通知のほかに、(i)亡命していったアメリカ、フランスの親族、(ii)モン族の互助協会、(iii)NGOsスタッフ、(iv)学校、(v)行商人、とあることを調査の結果明らかにしてきた。紛争処理においては、その過程において自らが被害を受けており、損害賠償を求める（クレームを行う）ことが肝要であるが、そのような被害状況に陥っている自分自身をどのように認識できるようになったか、そのきっかけを調査した。その結果アメリカミネソタ州のモン族を中心として、誘拐婚が今日も続いており、アメリカの制定法とモン族の固有法の間で法の衝突が生じていることを示した。（雑誌論文）

(3) 加えてこうした少数民族における国家の制定法と固有法の関係を、一国内における政治的少数者と制定法の問題として捉え直して、日本国内への事象分析に応用を行った。特に2011年3月の東北大震災以降の法規制と住民のやりとりについての分析は書籍としてまとめることができ、タイの少数民族からスタートした本研究のテーマが、日本国内における弱者の問題にも応用できる糸口を掴んだと考えている。（図書）

(4) 今回の科研費研究を基盤とした平成28年度「ひらめきときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI（研究成果の社会還元・普及事業）」に採択された。平成28年8月に都城工業高等専門学校において「どうしてルールを守らなくてはならないのか？中学生のための法学入門」を開催し、少数民族におけるルールの作られ方とその運用方法をわかりやすく中学生に伝え、日本社会におけるルールの在り方について考察させることを目的としている。広く市民に成果を報告する予定である。

(5) 本研究を更に発展させるために2016年度に新規創設された平成27年度文科省科学研究費補助金〔国際共同研究加速基金〕に応募した。課題番号15KK0105「近代法制度におけるマイノリティの固有法と法化現象（国際共同研究強化）」として採択され、チェンマイ大学 Research Center for Social Science and Sustainable Development 及び、Center for Ethnic Studies and

Development の招聘研究員として、本研究を継続している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

吉井千周(2014)「モン族コミュニティにおける情報メディアの利用」『都城工業高等専門学校研究報告』都城工業高等専門学校, 第48号, pp.113-123 CiNii

吉井千周(2016)「固有法の適応と変容: 在米モンコミュニティの誘拐婚を事例として」『アジア法研究 2015』, Vol.9, No.1, pp. 1-18

[学会発表](計1件)

Senshu YOSHII (2016) Divided Community by Information Media, the International Conference on Business and Industrial Research 2016, Thai-Nichi Institute of Technology.

[図書](計1件)

東賢太郎, 市野澤潤平, 木村周平, 飯田卓編著, 碓陽子, 新ヶ江章友, 西真如, 松尾瑞穂, 松村直樹, 吉井千周, 渡邊日日共著(2014)『リスクの人類学 不確実な世界を生きる』世界思想社, 全335頁(分担) pp.176-195 (担当部分: 第6章「リスクを予測する困難: 「迷惑施設」の展開」)

[その他]

ホームページ等

<http://www.senshu.asia/labo/>

6. 研究組織

(1)研究代表者

吉井 千周 (YOSHII, Senshu)

都城工業高等専門学校・一般科目文科・准教授

研究者番号: 90413880